生 企 第 ４５ 号

道の駅導入可能性調査業務に係る公募型プロポーザルの実施について(公告)

令和８年１１月１６日

生駒市長　小紫　雅史

下記業務について、公募型プロポーザル方式による受託候補者の特定をするに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

記

１　業務名

道の駅導入可能性調査業務

２　委託内容及び提出書類

別添「道の駅導入可能性調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり

３　業務期間

契約締結日から令和１０年3月３１日まで

４　参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者)は、次に掲げる事項を全て満たす者

（１） 地方自治法施行令(昭和２２年5月３日政令１６号)第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

（２）破産法(平成１６年法律第７５条)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。

（３） 会社更生法(平成１４年法律第１５４条)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成１１年法律第２２５条)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合を除く。

（４）公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札停止措置を受けていないこと。

（５）本業務の管理技術者として、次のいずれかの資格を有する者で、企画提案書提出日において、提案者と直接的かつ恒常的(提出日以前に３ヶ月以上継続して雇用されている)な雇用関係にある者を配置できること。

ア　技術士(建設部門「都市及び地方計画」、または総合技術監理部門「建設－都市及び地方計画」)の資格を有する者

イ　技術士(建設部門「道路」、または総合技術監理部門「建設－道路」)の資格を有する者
ウ　一級建築士
エ　RCCM(「都市計画及び地方計画」または「道路」)の資格を有する者

（６） 本業務の担当技術者として、企画提案書提出日において、提案者と直接的かつ恒常的(提出日以前に３ヶ月以上継続して雇用されている)な雇用関係にある者を１名以上配置できること。

（７）次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア　役員等(法人にあっては役員(非常勤のものを含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第２条第６号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ　暴力団(暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

５　提出期限　　令和８年１２月７日(月)１５時まで(必着)